

鳥取大学工学部教育研究活動等助成申請要項

昭和61年4月1日制定
平成5年8月1日一部改正
平成16年3月8日一部改正

(目的)

第1条 この要項は、工学部教職員並びに学生の教育・研究活動等を助成のため、工学部同窓会から受ける助成金の円滑な運用を図ることを目的とする。

(助成金の申請)

第2条 助成を受けようとする者は、工学部教育研究活動等助成金申請書（以下「申請書」という。）を学部長に提出する。

2 学部長は、副学部長と申請書を審査の上候補者を選び、同窓会長に提出する。

(決定の通知)

第3条 学部長は、同窓会長の決定した助成について、速やかに申請者に通知するとともに、学科長会議に報告するものとする。

(助成金の返納)

第4条 助成を受けた者は、申請書に経費の縮小を伴う変更が生じた場合は、速やかに文書で学部長を経て同窓会長に届出をし、相当額の助成金を返納するものとする。

(成果の報告)

第5条 助成を受けた者は、助成の目的終了後1月以内に、その成果の概要を文書で学部長に報告するものとする。

(運用の細目)

第6条 この要項の運用に必要な細目は、学部長が定める。

鳥取大学工学部教育研究活動等助成金申請書

鳥取大学工学部長 殿

職 名 等
氏 名

印

下記により,助成金を受けたいので申請します。

記

使用（渡航・物品購入）目的

旅行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 日間）

日 程

発表（講演）題目

購入物品名

購入予定月日

所要経費内訳

助成決定額

※	万円
---	----

（注意事項）

- 1 助成対象が渡航費の場合は発表又は講演に限るものとし，証明する書類を添付のこと。
- 2 物品は，国費と合算では購入できない。